

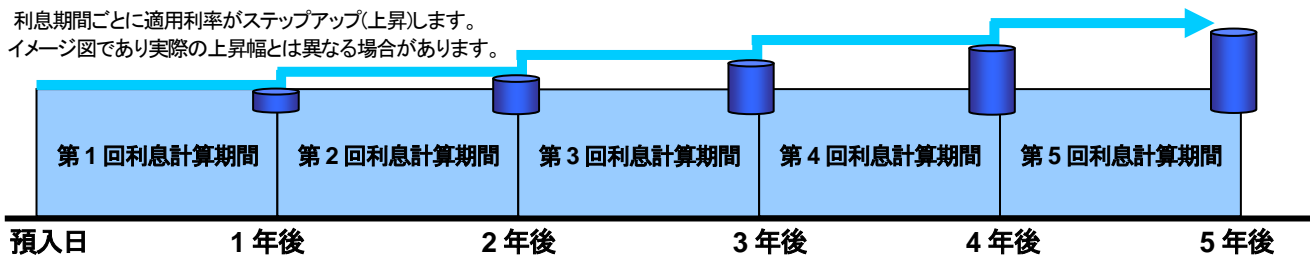
仕組預金 満期日繰上特約付外貨定期預金
<愛称:パワーステップアップ外貨定期2>
商品説明書(契約締結前交付書面)

下記事項をよくお読みいただき、十分ご理解のうえ、お申し込みください。
 また、新生パワーコール(電話)でのお取引の際には、この書面を必ずお手元にご用意ください。

- この預金は、通常の外貨定期預金よりも高い金利が設定され、その後段階的に金利がステップアップ(上昇)していく商品ですが、「満期日繰上に関する特約」が組み込まれており、この特約に基づく当行の決定によっては、満期日が繰り上げられ、結果として金利が上昇する前に満期日が到来することがあります。
- 当行は、この預金の預入時から約1年が経過した時点以降1年ごとに、この預金の満期日を繰り上げるか否かを任意に決定します(お客さまに、この預金の満期日を繰り上げるか否かを決定する権利はございません。)
- この預金への預け入れを円貨から外貨に交換して行った場合、預入通貨建ての払戻元本を円換算すると、為替相場の動向によっては為替差損が生じ、円貨ベースで元本割れが生じるリスクがあります。また、この預金への預け入れを外貨で行い、払戻元本を円貨あるいは他の通貨に交換する場合も、為替相場の動向によっては為替差損が生じ、預入通貨ベースで元本割れが生じるリスクがあります。
- この預金は、中途解約できません。また必ずしも満期日が繰り上げられるとは限らないため、必ず、預入時に決められた当初約定満期日(約5年後)まで預けることができる余裕資金でお預け入れください。

商品イメージ図

利息期間ごとに適用利率がステップアップ(上昇)します。
 イメージ図であり実際の上昇幅とは異なる場合があります。



- ※ 各回の利息計算期間にかかる適用利率は、すべて預入時に決定されます。
- ※ この預金の満期日を繰り上げるか否かは、予め定められた満期日繰上判定日(原則として各利払日の10営業日前)に、当行が任意に決定します。

手数料について

- 円貨建ての預入資金を預入通貨(米ドル、豪ドルまたはNZドル)に交換のうえ預け入れを行う場合には、預入資金が為替手数料を含む当行所定の売渡為替レート(TTSレート)で交換されます。また、預入通貨建ての払戻金もしくは利息を円貨に交換する場合には、為替手数料を含む当行所定の買取為替レート(TTBレート)が適用されます。このため、為替変動がなかった場合でも円貨ベースで元本割れとなるリスクがあります。
- お客さまは、預入通貨普通預金に払い戻された預入元本を同通貨以外の外貨に交換することもできます(ただし、当行所定の外貨間取引対象通貨間の交換に限ります。)。預入通貨から他の外貨間取引対象通貨に交換する場合には、為替手数料を含む当行所定の為替レートが適用されます。このため、為替変動がなかった場合でも元本割れとなるリスクがあります。
- 為替手数料の料率は通貨の組み合わせにより異なります。詳しくは、後記「外貨預金に関わる手数料等について」をご参照ください。

為替相場の変動による元本割れリスクについて

- この預金への預け入れを円貨から預入通貨に交換して行った場合、払戻元本を払戻時の為替レートにより円換算すると、為替相場の動向によっては為替差損が生じ、円換算後の払戻額が預入時払込円貨額を下回り、円貨ベースで元本割れが生じるリスクがあります。

- この預金への預け入れを外貨で行い、払戻元本を円貨あるいは他の通貨(当行所定の外貨間取引対象通貨に限ります。)に交換する場合には、交換後の元本を払戻時の為替レートにより預入通貨に換算すると、為替相場の動向によっては為替差損が生じ、預入通貨換算後の払戻額が預入時払込預入通貨額を下回り、預入通貨ベースで元本割れが生じるリスクがあります。

満期日の繰上

- この預金は、インフレなど経済情勢の変化等により、「預入時から約1年が経過した時点以降1年ごとの市場金利」が「各利息計算期間の適用利率」よりも低い場合には、当行の決定により満期日が繰り上げられる可能性がより高くなります。この預金の満期日繰上が決定された場合には、直後に到来する利払日がこの預金の繰上満期日となります。その場合、お客さまは、「預入時に定められた利息計算期間の適用利率」で運用する機会を失い、払い戻された資金をその時点における市場金利の下で運用を行なったとしても、より低い金利での運用となる可能性があります。
- 逆に、「預入時から約1年が経過した時点以降1年ごとの市場金利」が「各利息計算期間の適用利率」よりも高い場合には、この預金の満期日が繰り上げられる可能性が低くなります。この預金の満期日が繰り上げられなかった場合には、お客さまは、この預金にお預け入れの資金を市場金利よりも低い「各利息計算期間の適用利率」により運用することになり、結果的に不利な運用となる可能性が高くなります。
- なお、この預金の満期日の繰上は、「預入時から約1年が経過した時点以降1年ごとの市場金利」と「各利息計算期間の適用利率」の比較結果のみにより決定されるものではありません。この預金の満期日繰上に関する決定に際しては、「将来における金利の変動性」や「当行の資金調達環境」なども判断要素となりますので、上記の記述が当てはまらない場合もあります。

中途解約

- この預金は、原則として中途解約できません。
- 当行は、この預金をお申し込みいただいたお客さまの資金を、一定期間、金融市場にて運用します。万一、一部のお客さまから中途解約のご依頼があり、当行がやむを得ないものと認めてこの預金の中途解約に応じる場合には、中途解約日から当初約定満期日までの期間に対応する、中途解約される預金と同一条件の預金を新たに調達(再構築)しなければなりません。中途解約日から当初約定満期日までの期間に対応する、中途解約される預金と同一条件の預金を新たに調達する際には、中途解約時点で市場価格で計算された費用(以下「再構築額」といいます。)が発生しますので、この預金を中途解約される場合には、お客さまにこの再構築額をご負担いただくこととなります。また、中途解約日から当初約定満期日までの期間に対応する、中途解約される預金と同一条件の預金を新たに調達する際には、再構築額に加えて、再構築取引に伴う費用(以下、再構築額とあわせて「損害金」といいます。)も発生することがあります。この場合、かかる費用についても、中途解約をされるお客さまにご負担いただくこととなります。詳しくは、後記「中途解約について」をご参照ください。

1. 商品名	仕組預金 満期日繰上特約付外貨定期預金<愛称:パワーステップアップ外貨定期2>
2. 商品概要	この預金は、米ドル、豪ドル、ニュージーランド・ドル(NZドル)建ての利息期間ごとに利率が段階的に上昇する定期預金に「満期日繰上に関する特約」が組み込まれた仕組預金です。この特約に基づく当行の決定によっては、満期日が繰り上げられ、結果として利率が上昇する前に満期日が到来することがあります。
3. 販売対象	パワーフレックス口座をお持ちの個人のお客さま
4. 期間 (1) 預入期間	約5年(最短約1年) <ul style="list-style-type: none"> ・ 預入時に定められた満期日(以下「当初約定満期日」といいます。)までの期間は、約5年となります。ただし、下記(2)『満期日の繰上』により、当行がこの預金の満期日繰上を決定した場合、この預金の満期日は繰り上げられ、直後に到来する利払日がこの預金の満期日(以下、繰上後の満期日を「繰上満期日」といいます。)となります。 ・ この預金は当行所定の募集期間最終日の翌営業日の毎年の応当日を「利払日」としているため、この預金の実際の預入期間は、当行所定の募集期間最終日の翌営業日から当初約定満期日または繰上満期日までの期間に、預入日から募集期間最終日までの日数が加算されたものとなります。 ・ この預金は自動継続のお取り扱いはございません。
(2) 満期日の繰上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日繰上判定日(原則として各利払日の10営業日前)に、この預金の満期日を繰り上げるか否かを当行が任意に決定します。この満期日繰上の決定は、当行のみが行うことができます。

	<ul style="list-style-type: none"> インフレなど経済情勢の変化等により、「預入時から約1年が経過した時点以降1年ごとの市場金利」が「各利息計算期間の適用利率」よりも低い場合には、当行の決定により満期日が繰り上げられる可能性がより高くなります。この預金の満期日繰上りが決定された場合には、お客さまは、「各利息計算期間の適用利率」で運用する機会を失い、払い戻された資金をその時点における市場金利の下で運用を行なったとしても、より低い金利での運用となる可能性があります。 逆に、「預入時から約1年が経過した時点以降1年ごとの市場金利」が「各利息計算期間の適用利率」よりも高い場合には、この預金の満期日が繰り上げられる可能性が低くなります。この預金の満期日が繰り上げられなかった場合には、お客さまは、この預金にお預け入れの資金を市場金利よりも低い「各利息計算期間の適用利率」により運用することになり、結果的に不利な運用となる可能性が高くなります。 なお、この預金の満期日繰上りは、「預入時から約1年が経過した時点以降1年ごとの市場金利」と「各利息計算期間の適用利率」の比較結果のみにより決定されるものではありません。この預金の満期日繰上りに関する決定に際しては、「将来における金利の変動性」や「当行の資金調達環境」なども判断要素となりますので、上記の記述が当てはまらない場合もあります。 						
5. 預入方法							
(1) 預入通貨	米ドル／豪ドル／NZドル お申込時に、米ドル、豪ドル、NZドルのうちいずれかをお選びいただけます。						
(2) 最低預入金額・預入単位	<table border="1"> <tr> <td>店頭による預入の場合</td> <td>25,000 基本通貨以上、1 補助通貨単位</td> </tr> <tr> <td>新生パワーコール(テレフォン banking)による預入の場合</td> <td>25,000 基本通貨以上、1 補助通貨単位</td> </tr> <tr> <td>新生パワーダイレクト(インターネット banking)による預入の場合</td> <td>5,000 基本通貨以上、1 補助通貨単位</td> </tr> </table>	店頭による預入の場合	25,000 基本通貨以上、1 補助通貨単位	新生パワーコール(テレフォン banking)による預入の場合	25,000 基本通貨以上、1 補助通貨単位	新生パワーダイレクト(インターネット banking)による預入の場合	5,000 基本通貨以上、1 補助通貨単位
店頭による預入の場合	25,000 基本通貨以上、1 補助通貨単位						
新生パワーコール(テレフォン banking)による預入の場合	25,000 基本通貨以上、1 補助通貨単位						
新生パワーダイレクト(インターネット banking)による預入の場合	5,000 基本通貨以上、1 補助通貨単位						
(3) 預入方法	一括預入。ただし、お客さまのパワーフレックス口座の預入通貨普通預金からこの預金への振替入金の方法によります。						
6. 元本の払戻方法	上記 4.(2)による満期日繰上の有無に応じ、当初約定満期日または繰上満期日に、お客さまのパワーフレックス口座の預入通貨普通預金へ入金することにより、一括して払い戻します。						
7. 利息							
(1) 適用利率	<ul style="list-style-type: none"> 預入日に定められた各利息計算期間の約定利率を適用します。約定利率は、利息期間ごとに段階的に上昇します。具体的な利率については、店頭または新生パワーコールなどにてお問い合わせください。 						
(2) 利息の計算方法	<ul style="list-style-type: none"> 当行所定の募集期間最終日の翌営業日(*1)の毎年の応当日(*2)を「利払日」、前回利払日(第1回は預入日)から利払日(最終回は当初約定満期日または繰上満期日)の前日までの期間を「利息計算期間」とし、各利息計算期間の実日数につき、それぞれ付利単位を1補助通貨単位とし、1年を365日とする日割計算により算出します。端数は四捨五入します。なお、利払日は預入日の応当日ではありませんので、この預金のお申込の際には、募集期間最終日の翌営業日の1年後の応当日以降の毎年の応当日である「利払日」および「当初約定満期日」を必ずご確認ください。 (*1): 営業日とは、当行所定の窓口営業日をいいます。 (*2): 応当日が非銀行営業日(*3)の場合には、その翌銀行営業日を当該利払日とします。ただし、翌銀行営業日が翌月となる場合には前銀行営業日を当該利払日とします。また、応当日が存在しない場合には、応当日の属する月の最終の銀行営業日を当該利払日とします。 (*3): 銀行営業日とは、東京および海外の関連主要外国為替市場において一般に銀行が営業を行っている日をいい、非銀行営業日とは銀行営業日以外の日をいいます。 						
(3) 利息の支払方法	<ul style="list-style-type: none"> 各利息計算期間にかかる利息は、各利息計算期間にかかる利払日にそれぞれお客さまのパワーフレックス口座の預入通貨普通預金へ入金することにより支払います。 						
(4) 元本払戻後の利息	<ul style="list-style-type: none"> 上記 4.(2)の満期日繰上の決定の有無に応じ、当初約定満期日または繰上満期日以降にお客さまのパワーフレックス口座の預入通貨普通預金へ入金されたこの預金の払戻金にかかる利息は、当該通貨の普通預金利率を適用することにより計算されます。利払頻度、計算方法については、パワーフレックス外貨普通預金の契約締結前交付書面(兼外貨預金等書面)をご参照いただくか、または店頭もしくは新生パワーコールなどにてお問い合わせください。 						
8. 付加できる特約事項	ございません。						
9. 外国為替予約	外国為替予約のお取り扱いはできません。						
10. 預金保険	預金保険の対象ではありません。						
11. 元本欠損リスクとその要因	<ul style="list-style-type: none"> 円貨建ての預入資金を預入通貨に交換のうえ預け入れを行った場合、払戻元本を払戻時の為替レートにより円換算すると、為替相場の動向によっては為替差損が生じ、円換算後の払戻額が預入時払込円貨額を下回り、円貨ベースで元本割れが生じるリスクがあります。 この預金への預け入れを外貨で行い、払戻元本を円貨あるいは他の通貨(外貨間取引対象通貨に限ります。)に交換する場合には、交換後の元本を払戻時の為替レートにより預入通貨換算すると、為替相場の動向によっては為替差損が生じ、預入通貨換算後の払戻額が預入時払込預入通貨額を 						

	<p>下回り、預入通貨ベースで元本割れが生じるリスクがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> この預金の預入通貨建ての元本は、お客さまが中途解約のお申し出を行わず満期払戻時までこの預金にお預け入れいただくことにより保証されますが、お客さまからのお申し出により中途解約した場合には、元本割れの可能性があります(中途解約時の市場実勢によっては、大きく「元本割れ」する可能性があります。)。後記「12. 中途解約の取扱い」および「中途解約について」もご参照ください。
12. 中途解約の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> この預金の中途解約は原則としてできません。 当行がやむを得ないものと認め満期前解約に応じる場合、満期前解約に伴い発生する解約日から当初約定満期日までのこの預金の再構築額およびそれに伴う費用を当行所定の計算により算出し、これを元本金額から差し引いた残額を、お客さまのパワーフレックス口座の預入通貨普通預金へ入金します。この場合、元本割れが生じる可能性が高くなります。 この預金の中途解約のお取り扱いについての詳細は、後記「中途解約について」をご参照ください。
13. 当座貸越サービス	この預金は、「パワーフレックス口座円貨預金規定」で定める当座貸越にかかる担保預金の対象外です。
14. 税金の概要	<p>利息 : 源泉分離課税(国税 15.315%、地方税 5%)として課税されます。</p> <p>為替差益: 雑所得として確定申告による総合課税の対象となります。</p> <p>為替差損: 黒字の雑所得から控除することができます。</p> <p>マル優 : お取り扱いはできません。</p> <p>詳しくは、お客さまご自身で公認会計士や税理士にご相談ください。</p>
15. その他手数料	この預金の預け入れ方法および元利金の引き出し方法によっては、別途手数料がかかることがあります。詳しくは、後記「外貨預金に関わる手数料等について」をご参照ください。また、店頭もしくは新生パワーコールなどでもお問い合わせいただけます。
16. 当行が契約している指定紛争解決機関	<p>お取引についてのトラブルなどは、金融ADR制度により指定された紛争解決機関における苦情処理・紛争解決の枠組みのご利用が可能です。金融ADR制度とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。</p> <p>一般社団法人 全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>
17. 当行が対象事業者となっている認定投資者保護団体	ございません。
18. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> この預金の元利金を外貨現金で引き出すことはできません。このほか、外貨預金の預け入れ方法・引き出し方法には制限がございます。詳しくは、後記「外貨預金に関わる手数料等について」をご参照ください。 相続や差押えなどにより、この預金が第三者に承継された場合でも、この預金が満期前解約される場合には、上記 12. に準じて処理されます。この場合、この預金を承継された方に、損害金として、満期前解約に伴い発生する解約日から当初約定満期日までのこの預金の再構築額およびそれに伴う費用をご負担いただくこととなりますので、当行所定の計算により算出された当該損害金を元本金額から差し引いた残額が払い戻されることとなります。 必ず、当初約定満期日まで(約5年間)は使う予定のない、余裕資金でお預け入れください。仮に、預入時以降にお客さまの経済事情が変化し、まとまった資金が必要となった場合でも、この預金に預け入れの資金を当初約定満期日まで引き出せなくとも十分な流動性が確保されていることをご確認のうえ、お申し込みください。 新生お取引レポート上では「パワーステップアップ外貨定期2(米ドル建て/豪ドル建て/NZドル建て)(*4)」と記載されます。 (*4): 預入通貨が表示されます。
19. 注意事項	<ul style="list-style-type: none"> 店頭、新生パワーコール(テレフォンバンキング)、新生パワーダイレクト(インターネットバンキング)等の受付窓口によっては、一部ご利用いただけないお手続きがあります。また、新生パワーダイレクト(インターネットバンキング)については、利用環境によって一部ご利用いただけないお手続きがあります。詳しくは窓口または新生パワーコールなどにてお問い合わせいただくか、当行ホームページにてご確認ください。 市場環境によっては金利が提示できず、お申し込みができない場合があります。
20. 取扱銀行	株式会社新生銀行 東京都中央区日本橋室町2-4-3
21. お問い合わせ先	この書面をよくお読みいただき、ご不明な点等がございましたら、店頭または新生パワーコール ☎0120-456-860までお問い合わせください。

中途解約について

この預金をお客さまが中途解約することは原則としてできません。この預金を中途解約せず、満期時まで預け入れいただく場合には、預入通貨ベースで、元本割れをすることはございません。ただし、当行がやむを得ないものと認めて中途解約に応じる場合には、お客さまに損害金をご負担いただきます。

以下では、観測期間を2000年4月1日から2016年2月29日までの間とし、当行が合理的に取得できるデータを用いた一定の前提条件を基に算出された、中途解約時にお客さまに生じると想定される損害金(以下「想定損害金」といいます。)について、ご案内いたします。この書面でご案内する想定損害金額が、「お客さまが許容できる損失額」の範囲内であるかを十分ご確認の上、この預金に預け入れを行うか否かをご検討ください。

なお、想定損害金額の算定にあたり、金利の変動性については、当該算定に与える影響が小さいため、考慮しておりません。また、お客さまが今後行う実際の取引においては、それら過去のデータに基づく想定を超える状況の発生に起因して損失が生じることがあります。従って、「実際のこの預金の中途解約においてお客さまが負担する損害金額」は、「本書面でご案内する想定損害金額」とは異なる場合があります。

この預金の中途解約により生じる損害金の概要、想定損害金の額は、以下の通りです。

○ 損害金の概要

損害金とは、中途解約日から当初約定満期日までの期間に対応する、中途解約される預金と同一条件の預金を新たに調達(再構築)するための費用で、中途解約日から当初約定満期日までのこの預金の再構築額(以下「再構築額」といいます。)および再構築取引に伴う費用により構成されます。

再構築額は、中途解約時における市場実勢により計算されますので、この預金のお申し込み時点において、確定的な金額を提示することはできません。

再構築額の計算は、中途解約時における「中途解約日から当初約定満期日までの期間(残存期間)」に対応する市場金利、「金利の変動性」、「この預金の適用条件」、および「当行の資金調達環境」などを要素として行われ、主に次の点から中途解約対象預金の価値を評価することにより行われます。

① 「この預金の適用金利」と「中途解約時の残存期間に対応する市場金利」との差

② 満期日繰上特約の価値

③ 預入からの経過利息

再構築額は、当行が合理的と認める基準値を採用し、当行所定の計算方法により算出されますが、一般的に、市場金利が上昇すればするほど、また、お預け入れからの経過期間が短いほど、お客さまにご負担いただく再構築額は高くなる傾向にあります。市場金利との差は、「この預金の適用金利」と「残存期間(中途解約日から当初約定満期日まで)に対応する市場金利」との差について残存期間分を評価することとなります。したがって、市場金利の上昇により金利差が拡大することおよび残存期間が長いことは、いずれも再構築額を上昇させる要因となります。満期日繰上特約については、残存行使回数が多ければ多いほど高い評価となり、残存期間が長く残存行使回数が多いことは、再構築額を上昇させる要因となります。

○ 預入直後に中途解約された場合で、かつ、市場金利の変動が無かった場合の想定損害金

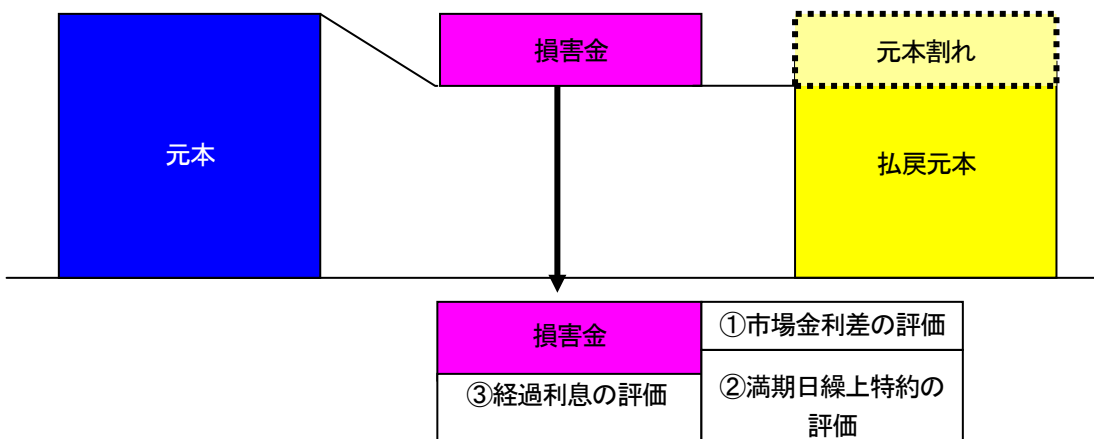
基準日現在における市場実勢を前提とすると、この預金への預け入れ直後にこの預金の中途解約をされた場合であっても、米ドル建ての場合、元本の6%程度(元本が5万米ドルの場合、3,000米ドル程度)、豪ドル建ての場合、元本の6%程度(元本が5万豪ドルの場合、3,000豪ドル程度)、NZドル建ての場合、元本の6%程度(元本が5万NZドルの場合、3,000NZドル程度)の損害金をお客さまにご負担いただくことになると見込まれます。

○ 預入直後に中途解約された場合で、次のような大幅な市場金利の変動があった場合の想定損害金

この預金への預け入れ直後にこの預金の中途解約をされた場合で、かつ、その時点における金利が観測期間中の最も高い市場金利となっていたと仮定した場合に想定される損害金は、米ドル建ての場合、元本の27%程度(元本が5万米ドルの場合、13,500米ドル程度)、豪ドル建ての場合、元本の20%程度(元本が5万豪ドルの場合、10,000豪ドル程度)、NZドル建ての場合、元本の21%程度(元本が5万NZドルの場合、10,500NZドル程度)となります。さらに、上記のような前提条件を超える金利の変動が生じた場合には、上記でご案内した想定損害金を超える損害金の負担がお客さまに発生することがありますので、この点、十分ご留意ください。

損害金イメージ図

このイメージ図は、損害金の考え方を一般的に説明する目的で作成されたものであり、イメージ図中の各項目の面積比が実際の金額を正しく表現しているとは限りません。



外貨預金に関わる手数料等について

(1)お預け入れ・お引き出し方法および手数料等

●お預け入れの場合

お預け入れ方法	手数料等
円現金でのお預け入れ	円現金から直接この預金へのお振替はできません(この場合、お客さまのパワーフレックス口座の円普通預金に入金し、さらに預入通貨普通預金へのお振替をしたうえで、この預金にお振替します。「お客さまのパワーフレックス口座の円普通預金からのお振替」の項目をご参照ください)。
お客さまのパワーフレックス口座の円普通預金からのお振替	円普通預金から直接この預金へのお振替はできません(この場合、預入通貨普通預金へのお振替をしたうえで、この預金に振り替えます)。 <ul style="list-style-type: none"> 円貨を外貨に交換する際には、為替手数料を含む当行所定の売渡為替レート(TTSレート)が適用されます。 売渡為替レート(TTSレート)には、為替手数料が含まれています。売渡為替レート(TTSレート)に含まれた為替手数料の金額については、下記をご参照ください。
外貨現金、外貨トラベラーズチェックまたは外貨小切手でのお預け入れ	お取り扱いはできません。
お客さまのパワーフレックス口座の預入通貨以外の通貨の外貨預金からのお振替	預入通貨以外の通貨の外貨預金から直接この預金へのお振替はできません(この場合、預入通貨普通預金へのお振替をしたうえで、この預金に振り替えます)。 <ul style="list-style-type: none"> 当行所定の外貨間取引対象通貨間のお振替に限ります。 外貨を他の外貨に交換する際には、為替手数料を含む当行所定の為替レートが適用されます。 為替レートに含まれた為替手数料の金額については、下記をご参照ください。
お客さまのパワーフレックス口座の預入通貨と同通貨の外貨預金からのお振替	手数料はかかりません。

●お引き出しの場合

お引き出し方法	手数料等
円現金でのお引き出し 円普通預金へのお振替	<ul style="list-style-type: none"> この預金の元利金を預入通貨普通預金に入金したうえでのお取り扱いとなります。 外貨を円貨に交換する際には、為替手数料を含む当行所定の買取為替レート(TTBレート)が適用されます。 買取為替レート(TTBレート)には、為替手数料が含まれています。買取為替レート(TTBレート)に含まれた為替手数料の金額については、下記をご参照ください。
外貨現金または外貨トラベラーズチェックでのお引き出し	お取り扱いはできません。
送金小切手でのお引き出し	この預金の元利金を預入通貨普通預金に入金したうえでのお取り扱いとなります。この場合、発行手数料 4,000 円がかかります。
お客さまのパワーフレックス口座の預入通貨以外の通貨の外貨預金へのお振替	<ul style="list-style-type: none"> この預金の元利金を預入通貨普通預金に入金したうえでのお取り扱いとなります。 当行所定の外貨間取引対象通貨間のお振替に限ります。 外貨を他の外貨に交換する際には、為替手数料を含む当行所定の為替レートが適用されます。為替レートに含まれた為替手数料の金額については、下記をご参照ください。
お客さまのパワーフレックス口座の預入通貨と同通貨の外貨預金へのお振替	手数料はかかりません。
お客さまのパワーフレックス口座の預入通貨と同通貨建ての投資信託購入代金へのお振替	<ul style="list-style-type: none"> この預金の元利金を預入通貨普通預金に入金したうえでのお取り扱いとなります。 手数料はかかりません(なお、投資信託の設定にかかる手数料は別途必要となります。)
預入通貨でのご送金に使用 ① 海外の金融機関向けのご送金 ② 国内の金融機関向けのご送金	この預金の元利金を預入通貨普通預金に入金したうえでのお取り扱いとなります。この場合の手数料は、次のとおりです。 ① 送金手数料: 4,000円 ② 送金手数料: 4,000円

(2) 為替手数料(1 基本通貨あたり・片道)

●「円貨から外貨」および「外貨から円貨」への交換の場合

1米ドルあたり最大5円、1ユーロあたり最大5円、1豪ドルあたり最大5円、1ニュージーランド・ドルあたり最大5円、1カナダドルあたり最大5円、1英ポンドあたり最大5円50銭、その他通貨の場合、1通貨単位あたり最大5円50銭(片道)です(お預入れおよびお引き出しにおいて通貨を交換される際は、為替手数料を含んだ為替レートである当行所定のTTSレート、TTBレートをご確認ください。)

●外貨間取引対象通貨から他の外貨間取引対象通貨に交換する場合

通貨組合せ		為替手数料	
ユーロ	英ポンド	1ユーロにつき最大	0.01 英ポンド
ユーロ	豪ドル	1ユーロにつき最大	0.02 豪ドル
ユーロ	ニュージーランド・ドル	1ユーロにつき最大	0.02 ニュージーランド・ドル
ユーロ	米ドル	1ユーロにつき最大	0.01 米ドル
ユーロ	カナダドル	1ユーロにつき最大	0.02 カナダドル
英ポンド	豪ドル	1英ポンドにつき最大	0.02 豪ドル
英ポンド	ニュージーランド・ドル	1英ポンドにつき最大	0.02 ニュージーランド・ドル
英ポンド	米ドル	1英ポンドにつき最大	0.02 米ドル
英ポンド	カナダドル	1英ポンドにつき最大	0.02 カナダドル
豪ドル	ニュージーランド・ドル	1豪ドルにつき最大	0.01 ニュージーランド・ドル
豪ドル	米ドル	1豪ドルにつき最大	0.01 米ドル
豪ドル	カナダドル	1豪ドルにつき最大	0.01 カナダドル
ニュージーランド・ドル	米ドル	1ニュージーランド・ドルにつき最大	0.01 米ドル
ニュージーランド・ドル	カナダドル	1ニュージーランド・ドルにつき最大	0.01 カナダドル
米ドル	カナダドル	1米ドルにつき最大	0.01 カナダドル

※ 上記の為替手数料は上限額であるため、実際にはこれよりも低い金額が適用されることがあります。外国為替相場が急激な変動をした場合や、市場の休場日(週末等)に売買のご注文が急増した場合には、為替手数料として上記の上限額が適用される場合があります。また、為替手数料は、キャンペーン、当行所定のプログラム等により上記と異なる水準(上記の為替手数料を超えない水準)となる場合があります。お取引に際しては取引内容に応じた為替手数料、為替レートを必ずご確認ください。

※ 為替手数料は、将来変更される可能性があります。

※ 上記手数料には消費税等はかかりません。